

平成30年度事業計画に関する件

概 要

昨年同様「労働安全衛生法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「国民健康保険法」「医療法」等に基づき健康診断、人間ドックの実施と疾病の治療や健康を取り戻すための医療を行う。また、疾病予防と健康の保持増進についての研究会・講演会等を通じて予防医学の宣伝普及活動を行い、ひろく人々の保健と福祉に寄与する。

今年度は、全衛連、人間ドック学会等第三者認定評価年ではないものの、安全・安心・信頼される施設を維持発展させるために委員会活動、学習・研究活動を積極的に行う。また両施設近隣のオフィス増加に伴い質量ともに重大化する利用者に対応するため設備・システムの更新を行い協会の総合力のかさ上げを目指す。

I. 公益事業

財団設立の趣意にのっとり、広くすべての人々の健康増進に寄与するために以下の公益事業を継続して行なう。

1. 宣伝啓発普及および支援活動

(1) 健康医学研究会の開催

主に企業や健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合などの幹部や健康管理担当者を招き以下の第50回健康医学研究会を開催する。

- ・財団事業の概要報告
- ・講演会
- ・交流会(懇親会)

(2) 雑誌「健康医学」第49号の発行。

第50回健康医学研究会の開催に合わせて発行し、広く財団の事業内容を宣伝する。

(3) その他の宣伝啓発活動。

- ・厚生労働省等の法令に沿って、施策の実施及びその支援活動を行なう。
 - ・公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)
 - ・中央労働災害防止協会(中災防)、公益社団法人日本人間ドック学会(人間ドック学会)
- その他の健康に関する公益事業を推進する団体からの情報提供を受けた宣伝普及活動を行なう。

II. 収益事業

1. 健康診断事業

(1) 労働安全衛生法その他の法令および厚生労働省の指針、特に平成29年8月4日労働基準局長通達に基づく「省略なき法定健康診断」の実施を追及する。

(2) 新規検査などを積極的に取り入れた各種健康診断・人間ドック検査を行なう。

(3) 健康診断受診率の向上を図り、広く健康確保・健康増進のための広報宣伝活動を積極的に行なう。

- (4) 労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施、医師による面談等を行なう。
- (5) 遺伝子検査・免疫療法など先進医療への支援と、それらによるセカンドオピニオン活動を通じ獲得した顧客に対する健診事業の拡大を行なう。
- (6) 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査を行なう。
- (7) 労災保険制度による「二次健康診断等給付」「二次健康診断」を行なう。
- (8) 受診者増に向けた取り組みを強化する。
 - (イ) 東都クリニックの健診フロアを男性フロアと女性フロアと分け、受診者が受診しやすい施設を目指す。
 - (ロ) 巡回健診について契約事業所の継続利用、新規事業場の開拓を行なう。
 - (ハ) 全国健康保険協会(協会けんぽ)や東京都総合組合施設振興協会(東振協)による施設認定を生かし、近隣中小規模事業所の掘り起しを行う。
- (ニ) レディースデイ等の企画を通じ親しみやすい施設をアピールし、被扶養者などの来院を促す。
- (ホ) 引き続き全曜日上部消化管内視鏡実施を継続し、拡大する内視鏡需要に対応する。
- (ヘ) 外国人旅行者等へのスーパードックプレミアムコースなど高品質の人間ドックを拡大する。(東都クリニック)
- (ト) 引き続き国土交通省の指定を継続し航空身体検査を行なう。(霞が関ビル診療所)

2. 保健指導事業

保健指導事業として以下の事業を行なう。

- (1) 産業医を事業場に派遣し、健康診断後の事後指導や、事業主・労働者に対する健康管理作業環境管理・作業管理等についての指導を行なう。
- (2) 保健師・栄養士により以下の活動を推進する。
 - (イ) 人間ドック受診後の追跡調査として再・精密検査の必要な受診者からの調査連絡用紙を郵便(料金後納)、ファクシミリ等にて回収し、受診状況の調査を行なう。
 - (ロ) 1. 人間ドック受診時あるいは検査結果報告後の生活指導・栄養指導を行なう。(東都)
2. 人間ドック検査結果報告後の生活指導・栄養指導の具体的取組に着手する。(霞が関ビル診療所)
 - (ハ) 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導を行なう。
- (二) 定期健診、生活習慣病健診の再・精密検査対象者に対し受診を勧奨する。
- (ホ) 各種セミナー、健康教室等の開催を通じて地域・職域での健康教育を行う。

3. 情報の収集と研究開発

- (1) 労働衛生関係法規や公衆衛生に関する情報収集を行なう。
- (2) 医療に関する最新の知見に留意し、効果的な健康増進の研究を行なう。
- (4) インターネットのWEBサイトを通じた医療・健康情報等の提供。
- (5) 保健師・管理栄養士等による健康管理、栄養、運動及びメンタルヘルスケア等の講習会・講演会等の開催。
- (6) 労働衛生コンサルタント及び認定産業医による衛生講話等の開催。
- (7) 健康づくりイベント等の企画・実施その他適切な方法による宣伝普及活動および支援。

4. 医療技術の向上に寄与するための関係協力機関・病院等との連携

5. その他労働衛生機関の地位向上のための活動

6. 診療事業

- (1) 健康診断結果を受け、再検査や精密検査あるいは治療等の医療的措置が必要となった受診者のため、充実した医療体制を維持する。
- (2) 専門外来・特診外来科を設け、高度な医療や情報の提供を行なう。
- (3) 近隣の診療所クリニックと連携を深め、MRI、CT、PET-CT 検査等を積極的に受託する。
- (4) 上部・下部消化管内視鏡検査の受診枠を拡充する。
- (5) 粒子線がん相談クリニックにおいて、放射線医学研究所、群馬大学医学部の重粒子線治療に関する調査研究を行ない、同病院での重粒子線治療を希望する患者のセカンドオピニオン外来を継続する。
- (6) 臨床遺伝専門医、認定遺伝カウンセラーが遺伝カウンセリング室において検査・治療に関する相談に応ずる。**※注1**

Ⅲ. 組織体制

1. 関係法令や最新の医学的知見、社会情勢の変化に対応できる最新最適な組織づくり

- (1) 不断の情報収集を行ない、最新の法令・医療情報の取得を通じ、利用者に喜ばれる情報・業務を提供する。また業務内容の見直しと適正化を不断に行ない、効率的な活動を追及する。
- (2) 各種講習会への参加、委員会活動等を通じた情報の共有化と意志の統一を行なう。
 - (イ) 外部講師等を招いた講習会・セミナー等の企画
接遇、新規検査等についての講習会・セミナーを企画し全役職員の意識向上・顧客へのサービス向上を図る。
 - (ロ) 各種団体が開催する講習会セミナー等への参加
公益社団法人全国労働衛生団体連合会、中央労働災害防止協会、一般社団法人日本健康倶楽部、公益社団法人日本人間ドック学会、東京産業保健総合支援センターなどで開催される講習会に積極的に参加し、職員のレベルアップを図る。
 - (ハ) 委員会活動の活発化
 1. 各種委員会の体制・規程を全衛連・人間ドック学会の指導に従って見直し、全職員にとって実効性の高い活動方針を示し、効率的な活動ができるようにする。
 2. 全委員会を集約的かつ体系的に開催し(第四水曜会議)、業務の効率化を推進する。
(霞が関ビル診療所) **※注2**
- (3) 千代田区・千代田区医師会・麹町法人会など地域の関係団体と連携し、地域社会への貢献度を高めるよう一層の努力をする。
- (4) 細則や台帳の点検、検討、検証を行い、自主監査を定期的に行ない精度の向上をはかる。

2. 機器整備および施設改良

- (1) 日常点検や故障・不具合の発生頻度をもとに、特に耐用年数を迎える機器類等については代替えを検討し、無駄のない機器配備、運用を追及する。
- (2) 東都クリニックの一部を改装し増大する利用者に質量ともに対応する。

3. 協会コンピューターシステムの維持強化

(1) 現行健診システム「SUMMITS II」の評価と見直しを行い、使いやすく精度の高いシステム

にブラッシュアップする。

(2) 災害時等のバックアップとしてデータサーバーを引き続き維持する。

(3) 電子媒体等(CD/DVD)による、診断結果や事後指導等(特定健診・特定保健指導を含む)の健康管理情報を行なう。

(4) 厚労省データヘルス計画を視野に入れた健康診断情報・治療記録の一元管理の研究開発を行なう。

(5) プライバシーマーク取得に向けた物理的セキュリティシステムの再検討・準備を引き続き行なう。

(6) グループ医療施設の横断的画像判定システム構築の研究開発を行なう。

4. 第三者認証の推進

(1) プライバシーマークの取得(協会事務局、東都クリニック、霞が関ビル診療所;新規)

(イ) ハード面等の物理的条件の調査・改修

(ロ) 職員研修等の実施

(2) 日本脳ドック学会の施設認定取得(霞が関ビル診療所;新規)

(3) 日本産業衛生学会の研修施設認定(霞が関ビル診療所;新規)

(4) 次回の第三者認証(労働衛生サービス機能評価、日本人間ドック学会認定)を見据えた自主監査とそれに基づく改善運動(両施設)

5. その他

会議予定

理事会及び評議員会をそれぞれ次の通り開催する。

理事会	平成30年 5月	平成31年 3月
-----	----------	----------

評議員会	平成30年 5月	平成31年 3月
------	----------	----------

その他必要に応じて、理事長が臨時理事会及び臨時評議員会を招集する。